# 会議・打合せ・視察顛末書

| 記 録 者 | 松田　麻紀子 |
|---|---|

| 決裁 | 市　長 | 副市長 | 教育長 | 部　長 | 次　長 | 課　長 | 課長補佐 | 主査<br>係長 | グループ員 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| 件　　名 | 令和６年第１１回龍ケ崎市教育委員会定例会 |
| 年　月　日 | 令和６年１１月２８日（木）午後２時００分～午後２時４２分 |
| 場　　所 | 龍ケ崎市役所附属棟１階第２会議室 |
| 出席委員 | 大古輝夫教育長、根本勇一教育長職務代理者、山﨑麻里委員 |
| 欠席委員 | 膳法亜沙子委員 |
| 傍聴者 | ２名 |
| 出　席　者 | 教育部長　中村　兼次<br>教育委員会事務局次長　大堀　敏雄<br>教育総務課長　名島　正博<br>文化・生涯学習課長　松崎　竜弥<br>指導課長　千葉　幸子<br>教育センター所長　熊澤　つむぎ<br>学校給食センター所長　岩井　務<br>教育総務課長補佐　海老原　弘一<br>教育総務課長補佐　助川　由紀子<br>教育総務課係長　松田　麻紀子 |
| 議事日程 | １　開会<br>２　前回会議録の承認<br>３　教育長報告<br>４　議　事<br>議案第１号　龍ケ崎市文化財保護審議会への諮問について<br>議案第２号　龍ケ崎市地域クラブ活動事業実施規則について<br>議案第３号　龍ケ崎市立中学校部活動地域移行事業実施要綱について<br>報告第１号　専決処分の承認を求めることについて（龍ケ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）<br>報告第２号　専決処分の承認を求めることについて（龍ケ崎市立図書館に係る指定管理者の指定案に対する意見の聴取について）<br>報告第３号　専決処分の承認を求めることについて（令和６年度龍ケ崎市一般会計補正予算（第５号）について）<br>５　報告事項<br>（１）龍ケ崎市立小学校廃止届について<br>（２）開校準備会第１回総務部会<br>６　閉会 |
| 教　育　長 | （１）開会<br>委員の皆様、本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。今回の教育委員会定例会を開催するに当たりまして、会議を傍聴したい旨、２名の方から申出がありましたので、委員の皆様方にお諮りしたいと思います。<br>本日の議事は、議案３件、報告３件、報告事項２件の審議が予定されております |

| | |
|---|---|
| | が、公開として傍聴を許可してよろしいでしょうか。 |
| 全　委　員 | 異議なし。 |
| 教　育　長 | それでは、本日の会議については、公開といたします。傍聴される方の入場をお願いいたします。<br><br>（傍聴者入場） |
| 教　育　長 | 傍聴される方にお願いを申し上げます。傍聴に際しましては、教育委員会会議傍聴人規則に従いまして、会議中は御静粛にお願いいたします。本日の会議は、膳法委員が欠席されていますが、定足数に達しておりますので、令和６年第１１回龍ケ崎市教育委員会定例会を開会いたします。 |
| 教　育　長 | （２）前回会議録の承認<br>はじめに、１０月に開催した定例会の会議録の承認を行います。会議録につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。 |
| 全　委　員 | 異議なし。 |
| 教　育　長 | それでは、会議録については、原案のとおり承認いたします。 |
| 教　育　長 | （３）教育長報告<br>続きまして、教育長報告をさせていただきます。<br>（流通経済大学教職課程講話、龍ケ崎市表彰式、再任用教職員面接、令和６年度第２回教育長会議、市ＰＴＡ連絡協議会研修会、総合防災訓練、川原代小学校ＰＴＡ役員との意見交換会、令和６年度教育の日推進事業「夢を掴む一手」親子研修会、館林市・龍ケ崎市子ども会親善交流会、令和６年度教育の日推進事業「食育講座と簡単な朝食づくり体験」、第２回龍ケ崎市教育支援委員会、第５回龍の子支援会議、令和６年度第４回生徒指導連絡会、給食センター施設見学） |
| 教　育　長 | 私からの報告は、以上でございます。委員の皆様方から御質問等がございましたらお願いいたします。 |
| 根 本 委 員 | 川原代小学校のＰＴＡ役員との意見交換会とありますが、大宮小学校の統合問題もありますので、当然そういったものを視野に入れた意見交換会だったと思うのですが、具体的にはまだ統合の話は出さないで、どのように説明されたのでしょうか。 |
| 教育総務課長 | まずは保護者の意見を聞いたうえで、現状を知ってもらうのが大事だと考えております。皆さんが気にされていたのは、地元が強い地区なので理解を得ていくのは難しいのかなという話が出されました。保護者の皆さんから話を聞いて、まずは意見をいただいていきたいと思います。 |
| 根 本 委 員 | ありがとうございます。 |
| 教　育　長 | よろしいですか。 |
| 根 本 委 員 | はい。結構でございます。 |
| 教　育　長 | （４）議案第１号　龍ケ崎市文化財保護審議会への諮問について<br>それでは議事に入ります。議案第１号「龍ケ崎市文化財保護審議会への諮問について」事務局から説明をお願いします。<br><br>（文化・生涯学習課長　議案第１号について説明） |

| | |
|---|---|
| 教　育　長 | ただいま、議案第１号について説明がありましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。 |
| 全　委　員 | 特になし。 |
| 教　育　長 | それでは、採決に移ります。議案第１号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。 |
| 全　委　員 | 異議なし。 |
| 教　育　長 | 異議なしと認め、議案第１号については、原案のとおり可決されました。 |
| | （５）議案第２号　龍ケ崎市地域クラブ活動事業実施規則について及び、議案第３号　龍ケ崎市立中学校部活動地域移行事業実施要綱について |
| 教　育　長 | 続いて、議案第２号「龍ケ崎市地域クラブ活動事業実施規則について」及び、議案第３号「龍ケ崎市立中学校部活動地域移行事業実施要綱について」関連する議案となりますので事務局から一括して説明をお願いします。<br><br>（文化・生涯学習課長　議案第２号及び議案第３号について説明） |
| 教　育　長 | ただいま、議案第２号及び議案第３号について説明がありましたが、採決は別々に行いたいと思います。まず議案第２号について御意見等がございましたら、お願いいたします。 |
| 根 本 委 員 | 私の認識不足だったら申し訳ないのですが、今までは部活動地域移行事業という形でこの会議に出されてきていて、実際には地域クラブ活動事業という形で今まで見ていなかったような名称で来た気がするのですが、私の間違えですか。なぜ、そのように思ったのかと言いますと、第２条で地域クラブ活動は２つに分かれていて教育委員会と、もう１つは（２）で以下「実施主体」といくつかの文言が書かれているのですが、これは今までも中学校だと部活に入らず、地域のクラブに所属していた子どもたちがいたと思うのですが、そういったことと変わりがないのかなという気がしてしまいます。わざわざ教育委員会を主体とした規則にはなっていますが、この実施主体という形で団体名が出てきたことが違和感と言いますか、どうしてこれが特例に入ってきたのかなということと、第５条で退会の時に教育委員会に提出しなければならないと文言が示されていますが、これは教育委員会に所属している部活動に直接関りがあるような、そういった目的としていて今までのスポーツ少年団やスポーツ協会等はこれまでも独自にやっているわけですから、改めて退会届を教育委員会に提出するというシステムはどうなっているのかなと混乱しているところです。どのようにして、これが作られたのか経緯を教えていただきたい。 |
| 次　　長 | ただいま御質問をいただいたのですけれども、地域移行を進めるにあたって、まずは休日を主体にすすめてきたところなのですが、国や県が示してきた内容としましては移行する手法として受け皿が今までの部活動と差がないような形で移行できるようにということで色々なやり方がありますよとありました。その中で民間を活用する方法と、民間のなかで受け皿がない場合はどうするのかという時に市が直接運営をする受け皿になりますよという２つの手法でやっていくのが理想ですよとありました。民間の場合は例えば謝礼とかを出せたりしますが、市で受け皿となり直営になる場合には予算上の仕組みが色々出てきます。当然、歳入・歳出がありまして予算の仕組みにつきましては根拠がないと出来ませんので、その根拠はどうするのかという時に規則や要綱を定めた中で、そこを根拠として歳入・歳出の予算の組み立てをしなくてはいけないという構成になります。そうは言いましても、まだ過渡期な部分もありますから平日から休日に移行する過渡期の中で、市としても把握しなければいけないという状況でもあります。その時にどういった形で把握するの |

| | |
|---|---|
| | かという時に、どういう仕組みなのか、どういうルールなのかを検討した時に市民に公表しなくてはならないので、公表する手段の１つとして規則や要綱ということで地域移行に関しては龍ケ崎市ではこういうルールがありますよということでお示しをして、その中で移行について理解をしていただいて受け皿の部分をきちんと基盤として整理した中で進めていくということで検討したうえで今回の規則、要綱という形になっています。 |
| 根本委員 | そうしますと１０ページに活動入会届があって、そこに色々な種類の種目がなされていて直営型であったり、これまでのクラブチームの名称が出ていると思うのですが発想を変えていかないといけないのは重々分かっていますが運営形態というのは全然違ってきますよね。教育委員会が主管としてやる直営型のものと、これまで既存の活動をしていた卓球や剣道とかいったもの。そういったものが地域に移行して運営していくときにギャップが出ないのかなと思ってしまいますが、そのへんはどのように考えているのでしょうか。 |
| 次長 | そのギャップが出ないようにするために、公平に受け皿として出来るような形にするためにこういったルールを作っているということになります。直営型とドラゴンズ等、様式に出てきているのは減免の規定が設けられていて、減免はあくまでも市の直営型のみで、民間の団体に免除の規定を及ぼすのは難しいので様式の中で区別するためにチェック欄を設けているようになります。根本委員がおっしゃるように、手探りの中で作っています。過渡期ですからご存じのように、国の方で地域展開と言い方を変えてきています。まだどのようになるか分かりませんがあくまでも休日の移行に関しましては、このルールを基本といてスタートさせていただいて今後の状況によって恐らく形を変えていくようになるのかなと思いながら、まずは最初のスタートの基盤として規則を作らせていただいたところです。 |
| 根本委員 | また今後、こういったことが出てくると思うのでその時にまた質問させていただきます。ありがとうございました。 |
| 教育長 | それでは、採決に移ります。議案第２号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。 |
| 全委員 | 異議なし。 |
| 教育長 | 異議なしと認め、議案第２号については、原案のとおり可決されました。 |
| 教育長 | 続きまして、議案第３号について御意見等がございましたら、お願いいたします。 |
| 根本委員 | １ついいですか。第５条の指導者として登録することができる者は次の各号のいずれにも該当する者とするとありますが、１８歳以上と明確になされていますが大丈夫なのでしょうか。成人ということを含んで１８歳となっているのだとは思いますが今後、怪我や予測不能なことが起こった時に１８歳以上と明示して指導者に対して責任が集中することにならないかどうか、１８歳という年齢をはっきり示してしまっていいものなのか気になりました。 |
| 次長 | ここで言っている１８歳以上というのはイメージとしてはクラブドラゴンズに登録している流通経済大学の学生ということで大学生でスポーツクラブに指導員として資格を持っている者をイメージした規定文となっています。括弧書きで高等学校その他これに準ずる学校に在籍する者は除くとなっていますので１８歳といっても限定的な１８歳以上となっています。 |
| 根本委員 | (1) と (2) で大きく、くくりを付けているのに (3) でいきなり１８歳と限定してくるので、当事者になった場合に当事者が責任を受け止めきれるのかなと気になったもので聞いてみました。 |

| | |
|---|---|
| 次　　長 | それに対して補足をさせてもらうと、他の近隣の自治体とかでも同じような規定を設けていますがそこでも１８歳以上という規定文があるのでそれを参考にしながら今回は規定したような流れになっております。心配されるようなことがないように努めさせていただきます。 |
| 教　育　長 | よろしいですか。その他いかがですか。 |
| 教　育　長 | それでは、採決に移ります。議案第３号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。 |
| 全　委　員 | 異議なし。 |
| 教　育　長 | 異議なしと認め、議案第３号については原案のとおり可決されました。 |
| 教　育　長 | （６）報告第１号　専決処分の承認を求めることについて（龍ケ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）<br>続いて、報告第１号「専決処分の承認を求めることについて（龍ケ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例のについて）」事務局から説明をお願いします。<br>（教育総務課長　報告第１号について説明） |
| 教　育　長 | ただいま、報告第１号について説明がありましたが、これについて御質問等がございましたら、お願いいたします。 |
| 全　委　員 | 特になし。 |
| 教　育　長 | それでは、採決に移ります。報告第１号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 |
| 全　委　員 | 異議なし。 |
| 教　育　長 | 異議なしと認め、報告第１号については、原案のとおり承認されました。 |
| 教　育　長 | （７）報告第２号　専決処分の承認を求めることについて（龍ケ崎市立図書館に係る指定管理者の指定案に対する意見の聴取について）<br>続いて、報告第２号「専決処分の承認を求めることについて（龍ケ崎市立図書館に係る指定管理者の指定案に対する意見の聴取について）」です。事務局から説明をお願いします。<br>（文化・生涯学習課長　報告第２号について説明） |
| 教　育　長 | ただいま、報告第２号について、説明がありましたが、これについて御質問等がございましたらお願いいたします。 |
| 全　委　員 | 特になし。 |
| 教　育　長 | それでは、採決に移ります。報告第２号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 |
| 全　委　員 | 異議なし。 |
| 教　育　長 | 異議なしと認め、報告第２号については、原案のとおり承認されました。 |

| | |
|---|---|
| 教　育　長 | （８）報告第３号　専決処分の承認を求めることについて（令和６年度龍ケ崎市一般会計補正予算（第５号）について）<br>　続いて、報告第３号「専決処分の承認を求めることについて（令和６年度龍ケ崎市一般会計補正予算（第５号）について）」です。事務局から説明をお願いします。<br><br>（次長　報告第３号について説明） |
| 教　育　長 | 　ただいま、報告第３号について、説明がありましたが、これについて御質問等がございましたらお願いいたします。 |
| 全　委　員 | 　特になし。 |
| 教　育　長 | 　それでは、採決に移ります。報告第３号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 |
| 全　委　員 | 　異議なし。 |
| 教　育　長 | 　異議なしと認め、報告第３号については、原案のとおり承認されました。 |
| 教　育　長 | （９）報告事項１　龍ケ崎市立小学校廃止届について<br>　続いて、報告事項１「龍ケ崎市立小学校廃止届について」です。事務局から説明をお願いします。<br><br>（教育総務課長　報告事項１について説明） |
| 教　育　長 | 　ただいま、報告事項１について、説明がありましたが、これについて御質問等がございましたらお願いいたします。 |
| 教　育　長 | （10）報告事項２　開校準備会第１回総務部会について<br>　続きまして、報告事項２「開校準備会第１回総務部会について」です。事務局から説明をお願いします。<br><br>（教育総務課長　報告事項２について説明） |
| 教　育　長 | 　ただいま、報告事項２について、説明がありましたが、これについて御質問等がございましたらお願いいたします。 |
| 教　育　長 | 　当日は何か御意見とかありましたか。 |
| 教育総務課長 | 　今回は勉強会でしたので特になく、制服や体操服にも歴史があり、生地の違いやカッティングの違い、例えば女子でしたら古い形ですとスカートにプリーツが上まで入っていなかったものが新しいものだと上までプリーツが入っていて、中にジャージを履いてもダボ付かない、カッティングによって男女兼用で使えるブレザーがある等の説明があり勉強になりました。 |
| 根 本 委 員 | 　気になったのは、一番新しい龍ケ崎中学校の制服が一番安いのですね。 |
| 次　　長 | 　安いですけど機能的ですよね。 |
| 根 本 委 員 | 　それに越したことはないですね。あとは男女のブレザーでも値段が違ったりするのですね。 |

| | |
|---|---|
| 教育総務課長 | デザインを加えたりすると値段が上がるみたいです。 |
| 教　育　長 | それでは本日の議事は以上ですので、これで閉会したいと思います。最後に、事務局から連絡事項がございます。 |
| 事　務　局 | 次回以降の会議の日程についてお知らせします。１２月は、１２月２５日（水）午後２時からとなります。１月については、１月２２日（水）午後２時から予定しています。よろしくお願いいたします。 |
| 教　育　長 | それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。お疲れさまでした。<br><br>【議決事項】<br>議案第１号　龍ケ崎市文化財保護審議会への諮問について<br>議案第２号　龍ケ崎市地域クラブ活動事業実施規則について<br>議案第３号　龍ケ崎市立中学校部活動地域移行事業実施要綱について<br>報告第１号　専決処分の承認を求めることについて（龍ケ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）<br>報告第２号　専決処分の承認を求めることについて（龍ケ崎市立図書館に係る指定管理者の指定案に対する意見の聴取について）<br>報告第３号　専決処分の承認を求めることについて（令和６年度龍ケ崎市一般会計補正予算（第５号）について）<br><br>【会議録調製年月日】<br>令和６年１２月９日<br><br>【会議録調製者】<br>龍ケ崎市教育委員会事務局　教育総務課　係長　松田　麻紀子<br><br>龍ケ崎市教育委員会会議規則第１５条及び第１６条の規定により、この会議録を調製させ、署名する。<br>教育長　　大　古　輝　夫 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 情 報 公 開 | 公開 | 非公開（一部非公開を含む）とする理由 | （龍ケ崎市情報公開条例第９条　　号該当） |
| | | 公開が可能となる時期（可能な範囲で記入） | 年　　月　　日 |